

「園芸産地における事業継続強化対策」に係る Q&A

(令和3年4月23日一部改正)

【1. 事業の趣旨・目的】

- 問1-1 本事業を実施する背景と目的は何か。-P6-
- 問1-2 本事業と「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」における「農業用ハウス強靭化緊急対策事業」との関連いかん。-P6-
- 問1-3 本事業は全都道府県で実施しなければいけないのか。-P6-
- 問1-4 達成目標を18,000ha（我が国の農業用ハウス面積の約4割）とした根拠は何か。-P7-
- 問1-5 本事業の対象となる農業用ハウスとは何を指すか。-P7-
- 問1-6 各都道府県の達成目標の面積についてどのように考えるか。また、変更することは可能か。-P7-
- 問1-7 園芸産地とあるが、対象品目は園芸品目に限られるのか。-P7-
- 問1-8 園芸産地とあるが、露地園芸は対象となるのか。-P7-
- 問1-9 過去に災害被害に遭ったハウスの再建やハウスの新設・増設等に伴う補強も補助対象となるか。-P8-
- 問1-10 近年の災害支援策を活用して復旧した農業用ハウスについて、追加的に補強を行う場合は補助対象となるか。-P8-
- 問1-11 災害支援策を活用して復旧予定のハウスにおいて、本事業を活用してハウスの柱の追加等の補強をする場合、いつから着手できるのか（「既に復旧が終わっているハウス」とはいつの時点で判断するのか）。また、防風ネットを設置する場合はどうか。-P8-
- 問1-12 本事業は、モデル的に事業継続計画を策定したうえで、実践する取組を支援するのか。-P8-
- 問1-13 本事業の実施期間は何年か。-P8-

【2. 園芸産地における事業継続推進計画（都道府県）】

- 問2-1 推進計画の策定主体は誰か。-P9-
- 問2-2 都道府県の代わりに市町村やJA、再生協が推進計画を策定してもよいのか。-P9-
- 問2-3 推進計画に定める内容いかん。-P9-
- 問2-4 対象面積のうち、①協力体制構築と、②自力施工研修・技能習得、③災害復旧の取組実証、④ハウスの補強、⑤非常用電源の共同利用の区分について、どう考えれば良いか。-P10-
- 問2-5 都道府県が既に策定している事業継続計画（BCP）がある場合、改めて推進計画を定めなくてもよいか。-P10-

- 問 2-6 推進計画の見直しは可能か-P10-。
- 問 2-7 新たな推進計画はいつまでに策定すれば良いのか。-P10-
- 問 2-8 農業用ハウス強靭化緊急対策事業で実施した補強等の面積は、新事業でもカウントされるのか。-P11-
- 問 2-9 県費や国費を使わず、農業者負担で独自にハウスの補強等を実施した場合に、面積に加算して良いか。-P11-

【3. 園芸産地における事業継続計画（産地）】

- 問 3-1 事業継続計画の策定主体は誰か。-P12-
- 問 3-2 事業継続計画に記載する内容いかん。-P12-
- 問 3-3 市町村や農協が既に事業継続計画（BCP）を策定している場合、改めて策定しなくてもよいか。-P12-
- 問 3-4 中小企業庁の事業継続力強化計画で認定を受けているが、同様のものを改めて作る必要があるのか。-P12-
- 問 3-5 事業申請時に提出する「園芸産地における事業継続計画（案）」はどこまでを策定すれば良いのか。-P13-
- 問 3-6 「園芸産地における事業継続計画（案）」はいつまでに策定完了すれば良いのか。-P13-
- 問 3-7 協力体制構築や自力施工研修技能習得、災害復旧の取組実証の面積の計上方法の考え方いかん。-P13-
- 問 3-8 事業実施しない年度においても、「園芸産地における事業継続計画」は提出する必要はあるのか。-P13-
- 問 3-9 「園芸産地における事業継続計画」の策定に当たり、露地園芸農業者も含めて良いのか。-P13-

【4. 事業内容】

1 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備

- 問 4-1-1 事業実施に当たっての要件は何か。-P14-
- 問 4-1-2 事業実施主体は誰か。受益農家が3戸以上といった要件があるのか。
-P14-
- 問 4-1-3 事業継続計画や被害防止技術のマニュアルの策定も補助対象となるのか
-P14-
- 問 4-1-4 本事業を活用して講習会を実施する場合、対象は、一定規模以上の農業用ハウスを有する者に限られるのか。-P14-
- 問 4-1-5 本事業を活用して講習会を実施する場合、オンラインシステムを活用し講習会の実施で代替が可能であるか。また、パソコンやカメラ等の費用は補助対象となるのか。-P14-

2 事業継続計画の実践

(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証

問 4-2(1)-1 事業実施に当たっての要件は何か。-P15-

問 4-2(1)-2 事業実施主体は誰か。受益農家が3戸以上といった要件があるのか。
-P15-

問 4-2(1)-3 技能習得の取組として想定される内容いかん。-P15-

問 4-2(1)-4 取組主体が開催する技能習得研修会で受講費を設定した場合に、受講者が払う受講費は補助対象となるのか。-P15-

問 4-2(1)-5 災害復旧の取組実証とはどのような内容を想定しているのか。補助対象は何か。-P15-

問 4-2(1)-6 実証を行う被災ハウスは、いつ被災したものを対象にできるのか。
事業開始前（例えば令和2年度以前）に被災したハウスは対象にできるのか。-P16-

問 4-2(1)-7 災害復旧の実証を行う場合、被災した全ての農業用ハウスを対象にすることはできるのか。-P16-

問 4-2(1)-8 当初は計画に入れず、事業開始後に被災したハウスで復旧の取組実証を行うことは可能か。-P16-

問 4-2(1)-9 事業期間中に、台風等被害が発生することを前提に、計画に盛り込むことは可能か。この場合、被災しなかった場合は不用になるがどうすればよいか。-P16-

問 4-2(1)-10 実証で復旧するハウスは、被災前と同じハウスか（現状復旧）。

-P16-

(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策

問 4-2(2)-1 事業実施に当たっての要件は何か。-P17-

問 4-2(2)-2 事業実施主体は誰か。受益農家が3戸以上といった要件があるのか。
-P17-

問 4-2(2)-3 既存ハウスの補強等とはどういう補強内容が対象となるのか。-P17-

問 4-2(2)-4 防風ネットの設置にあたって、構造計算を求めるのか。-P17-

問 4-2(2)-5 ハウスの補強や防風ネットの設置、融雪装置の導入を行う場合、資材や装置の購入費だけでなく、設置費用も補助対象となるのか。
-P18-

問 4-2(2)-6 過去に産地パワーアップ事業や経営体育成支援事業等の国庫補助事業で整備したハウスを対象に、補強や融雪装置等の導入を行う場合も補助対象となるか。その場合に注意すべき点はあるか。-P18-

問 4-2(2)-7 ハウスの補強や防風ネットの設置、融雪装置の導入を行う場合、当該ハウスや装置等は、財産処分制限が掛かるのか。-P18-

- 問 4-2(2)-8 通常の営農時に使用することを目的として、換気扇や融雪装置を導入することは可能か。-P18-
- 問 4-2(2)-9 事業対象とするハウスの補強の基準はあるか。また、フィルムの張り替えやパイプの交換も補助対象となるか。-P18-
- 問 4-2(2)-10 停電対策として、非常用電源の導入も補助対象となるか。-P19-
- 問 4-2(2)-11 資材や装置の購入、設置を行う場合、事業者を選定する際に一般競争入札を行う必要があるか。随意契約で良いか。-P19-
- 問 4-2(2)-12 本事業における事業着手日はどの時点か。-P19-
- 問 4-2(2)-13 県や市町村による上乗せ補助は可能か。-P19-
- 問 4-2(2)-14 事業の完了日は、資材納入日と設置完了日のどちらか。-P19-
- 問 4-2(2)-15 上限事業費はあるか。-P20-
- 問 4-2(2)-16 個々の経営体で事業継続計画を策定するとは、具体的に何を策定すれば良いのか。-P20-
- 問 4-2(2)-17 収入保険は事業年度中の加入が必須か。-P20-
- 問 4-2(2)-18 収入保険に加入するために必要な青色申告を実施していないが、事業の実施は可能か。また、収入保険に加入しないで事業を実施した場合にペナルティはあるか。-P20-
- 問 4-2(2)-19 園芸施設共済等や収入保険に加入したことの確認はどのように行うのか。-P21-
- 問 4-2(2)-20 野菜価格安定制度または果樹共済（収穫共済）に加入しているため、収入保険には加入できないが、事業実施は可能か。-P21-
- 問 4-2(2)-21 園芸施設共済等は事業年度中の加入が必須か。-P21-
- 問 4-2(2)-22 過去の農業用ハウス強靭化緊急対策事業において、ハウスの補強を行った補助対象者が、本事業において、換気扇の導入や非常用電源の共同利用等を実施することは可能か。-P21-
- 問 4-2(2)-23 過去の農業用ハウス強靭化緊急対策事業においてハウスの補強等を行った補助対象者が、本事業において、所有する別ハウスの補強を新たに実施することは可能か。-P21-
- 問 4-2(2)-24 非常用電源は農業者1戸（複数ハウスを所有）で導入、利用することは可能か。-P22-
- 問 4-2(2)-25 非常用電源の共同利用について、事業継続計画で位置付けられた構成員以外との共同利用は可能か。-P22-
- 問 4-2(2)-26 導入する非常用電源の所有者、借り受け者は誰か。-P22-
- 問 4-2(2)-27 非常用電源の規模や価格、導入台数に上限はあるか。また、大規模法人は規模の大きな非常用電源が必要になるが、導入は可能か。
-P22-
- 問 4-2(2)-28 非常用電源の導入の際に、電源ボックス等の設置も補助対象となるか。-P22-

- 問 4-2(2)-29 トクタ P T O 駆動式発電機用ジョイント及びトランスは対象となるのか。-P23-
- 問 4-2(2)-30 10kw 以上のエンジン発電機の場合、電気事業法の規制を受けるため、設置する際に電気主任技術者の選任と保安規定の届出が必要となるが、事業計画の申請の前に選任等の見込みは必要か。必要な場合は、そのように見込みを確認するのか。-P23-

【5. 事業の実施体制、推進体制】

- 問 5-1 都道府県の参画は必須か。市町村や農業者団体が実施主体となる場合には、農林水産省から都道府県を介さずに直接採択してはどうか。-P24-
- 問 5-2 市町村の参画は必須か。-P24-
- 問 5-3 取組主体に対する補助金の支払いルートについて。-P24-
- 問 5-4 他県をまたぐ（距離が離れた）複数農業者と事業を申請することは可能か。-P24-
- 問 5-5 取組主体の中に、複数の产地がある場合は、产地毎に分けて「園芸产地における事業継続計画」を策定しても良いか。-P25-

【6. 事業執行】

- 問 6-1 当該事業によりハウスを補強した後に、10 年経たないうちに、移転する可能性のある場合は補助対象となるか。-P26-
- 問 6-2 事業でハウスを補強した農家がリタイアし、息子へ事業を継承したが、改めて今後 10 年間は使用する誓約書を取る必要があるか。また、事業報告書などの名義についてはどのように整理するべきか。-P26-
- 問 6-3 園芸施設共済に加入することができない場合は、申請書なしに事業執行は可能か。-P26-
- 問 6-4 採択基準における、（2）園芸施設共済等への加入率、（3）収入保険への加入率について、計算方法いかん。-P26-

【1. 事業の趣旨・目的】

問1-1 本事業を実施する背景と目的は何か。

答：近年、台風等の自然災害の発生により、園芸産地ではハウスの損壊や停電によるハウス内部設備の機能停止、人手不足による復旧の遅れなど、通常の農業生産が困難になる事態が発生している。

自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づき、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けて事業継続計画の策定と対策を実施することとした。

問1-2 本事業と「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」における「農業用ハウス強靭化緊急対策事業」との関連いかん。

答：「農業用ハウス強靭化緊急対策事業」は、平成30年12月14日に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」に基づいて実施されたものであり、平成30年度から令和2年度までの3か年で終了する。

3か年緊急対策によって特に緊急に実施すべき施策について取組を集中的に実施し、概ね施策目標が達成される見込みであるものの、災害への備えは未だ十分でないことから、国土強靭化の取組の更なる加速化・深化を図ることとし、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、令和3年度から7年度までの5か年に重点的・集中的に対策を講じることとしたもの。

問1-3 本事業は全都道府県で実施しなければいけないのか。

答：「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において、激甚化する風水害等への対策として、全国で非常時の備えが特に必要とされる一定規模以上の農業用ハウスを有する園芸産地（対象となるハウス面積：全体の約4割=18,000ha）について、非常時の対応能力向上に向けた事業継続計画の策定と、事業継続計画に基づく対策の実施を推進することとされたことから、全都道府県で実施していただきたい。

なお、国費を用いずに実施する場合には、本事業の活用は求めないが、その場合でも、都道府県において「園芸産地における事業継続推進計画」を策定し、備えが必要とされる園芸産地に対する対策を位置付けていただきたい。

（注：これまでの「3か年緊急対策」に基づく各都道府県の「被害防止計画」策定と同様の考え方です）

問1-4 達成目標を18,000ha（我が国の農業用ハウス面積の約4割）とした根拠は何か。

答：非常時の備えが特に必要とされる農業用ハウスについて、家族労働のほかに雇用労働力を活用し、災害時の人手不足によるハウス復旧や通常生産への回復の遅れ、設備の機能停止等の影響が大きく、非常時への備えが特に必要と考えられる経営規模を50a以上（全体の約42%：農林業センサス2015）と想定し、我が国の農業用ハウス設置面積（42,164ha：農林水産省園芸作物課調べ（H30））の約4割（=18,000ha）を達成目標としたもの。

問1-5 本事業の対象となる農業用ハウスとは何を指すか。

答：園芸用のフィルム被覆のハウス（雨よけ施設を含む）、ガラス温室を対象とする。なお、人工光型植物工場（太陽光を使わずに閉鎖された施設で人工光を利用し、高度に環境を制御して周年・計画生産を行う施設）、園芸用ではないハウス（水稻育苗用ハウス、農機具用ハウス等）は除く。

問1-6 各都道府県の達成目標の面積についてどのように考えるか。また、変更することは可能か。

答：各都道府県の達成目標について、各都道府県の農業用ハウス面積（農林水産省園芸作物課調べ（H30））の4割とする。なお、各都道府県の裁量により、目標面積を上げることは妨げない。ただし、目標面積以下への変更は不可とする。

問1-7 園芸産地とあるが、対象品目は園芸品目に限られるのか。

答：野菜、果樹、花卉の園芸品目の農業者のみに限る。複合経営の場合は、園芸品目が含まれている農業者は可能とする。

問1-8 園芸産地とあるが、露地園芸は対象となるのか。

答：基本的に施設園芸とするが、露地園芸の農業者が参画することは妨げない。

問1-9 過去に災害被害に遭ったハウスの再建やハウスの新設・増設等に伴う補強も補助対象となるか。

答：本事業ではハウスの再建、新設、増設を行う場合の耐候性の強化は対象としない。本事業とは別途、強い農業・担い手づくり総合支援交付金や産地パワーアップ事業等の補助事業において、低コスト耐候性ハウス等の新設が対象になる（機能向上を行う場合に限る。単純更新は対象外）。

問1-10 近年の災害支援策を活用して復旧した農業用ハウスについて、追加的に補強を行う場合は補助対象となるか。

答：過去に被災し、国庫補助を活用して復旧したハウスであっても、本事業を実施する時点で、既に復旧が終わっており（＝既存のハウス）、かつ十分な耐候性がなく追加的な補強等の対策が必要な場合には、本事業の補助対象となる。

問1-11 災害支援策を活用して復旧予定のハウスにおいて、本事業を活用してハウスの柱の追加等の補強をする場合、いつから着手できるのか（「既に復旧が終わっているハウス」とはいつの時点で判断するのか）。また、防風ネットを設置する場合はどうか。

答：災害支援策を活用した復旧ハウスの工事の終了をもって「既に復旧が終わっている」と判断する。このため、本事業によるハウスの追加的な補強の着手は、復旧ハウスの工事終了後に行うこと（復旧途中で本事業による補強に着手することは不可）。本事業によって防風ネットを設置する場合も同様。
なお、本事業の計画申請について、ハウスの復旧が確実と見込まれる場合（例えば、ハウスの復旧事業の事業申請後）であれば、本事業の申請は可能。

問1-12 本事業は、モデル的に事業継続計画を策定したうえで、実践する取組を支援するのか。

答：本事業は、非常時の備えが特に必要とされる農業用ハウスについて対策を実施することとしているため、モデル的な取組ではなく、対策が必要な農業用ハウス全てにおいて、事業継続計画の推進や策定及び事業継続計画に基づいた実践が行われるようにしていただきたい。

問1-13 本事業の実施期間は何年か。

答：令和3年度から令和7年度までの5年間である。

【2. 園芸産地における事業継続推進計画（都道府県）】

※園芸産地における事業継続推進計画（以下「推進計画」については、「園芸産地における事業継続推進計画の策定について」（令和3年1月〇日付け3生産第〇〇号生産局長通知）を参照のこと。

問2-1 推進計画の策定主体は誰か。

答：都道府県である。

問2-2 都道府県の代わりに市町村やJA、再生協が推進計画を策定してもよいか

答：各都道府県において必要な対策を網羅的に推進いただく観点から、都道府県が推進計画を策定していただきたい。

市町村やJA、再生協におかれでは、対策を円滑に推進する観点から、都道府県が策定した推進計画に基づき、園芸産地における事業継続計画の策定や事業の申請書（産地計画）の作成支援をしていただきたい。

問2-3 推進計画に定める内容いかん。

答：①各都道府県内の農業用ハウスのうち、非常時の備えが特に必要な一定規模以上の農業用ハウス面積（事業継続計画（BCP）推進面積）、②BCP推進面積のうち、園芸産地において協力体制を構築し、BCPを策定する面積、③BCP策定面積のうち、(ア)自力施工研修を受講し技能を習得する産地面積、(イ)実際に生じた災害による被害の後に、協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの復旧を行う実証をする産地の面積、(ウ)ハウスの補強等を施す面積、(エ)非常用電源を共同利用する面積、④本事業の推進体制、⑤本事業により5年間で実施する対策の具体的な内容を記載していただきたい。別途お示しした推進計画の様式を参照いただきたい。

問 2-4 対象面積のうち、①協力体制構築と、②自力施工研修・技能習得、③災害復旧の取組実証、④ハウスの補強、⑤非常用電源の共同利用の区分について、どう考えれば良いか。

答：①協力体制構築面積とは、非常時に人の融通が可能となる体制を整備する産地の施設園芸農業者の合計面積とする。

②自力施工研修・技能習得面積とは、農業用ハウスを自力施工する研修を受講して技能を習得する、または研修会を開催して技能を習得する産地の施設園芸農業者の合計面積とする。

③災害復旧の取組実証面積とは、実際に生じた災害による被害の後に、協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの復旧を行う実証をする産地の施設園芸農業者の合計面積とする。

④ハウスの補強面積とは、今後 10 年以上使用することが見込まれるハウスで、補強の必要性及びその意向が確認できた面積とする。

⑤非常用電源の共同利用面積とは、産地の施設園芸農業者において共同利用する意向が確認できた面積とする。

問 2-5 都道府県が既に策定している事業継続計画（BCP）がある場合、改めて推進計画を定めなくてもよいか。

答：問 2-3 でお示しした項目が全て記載されていればよい。様式は、当省からお示しするものにこだわらない。

問 2-6 推進計画の見直しは可能か。

答：各都道府県で策定する推進計画には、BCP 推進面積の内訳（協力体制構築面積、自力施工研修・技能習得面積、災害復旧の取組実証面積、ハウスの補強面積、非常用電源の共同利用面積）や、5 年間分の取組を記載していただくが、隨時見直し、ご報告いただきたい。

問 2-7 新たな推進計画はいつまでに策定すれば良いのか。

答：新たな推進計画は、令和 3 年 6 月末日までに策定して報告いただきたい。なお、6 月末日より前に「園芸産地における事業継続強化対策」を活用する予定の都道府県にあっては、令和 3 年 2 月末日までに、事業申請と併せて、報告いただきたい。

問 2-8 農業用ハウス強靭化緊急対策事業で実施した補強等の面積は、新事業でもカウントされるのか。

答：過去に実施した農業用ハウス強靭化緊急対策事業で補強したハウス面積、非常用電源の共同利用面積は、新たな推進計画ではカウントしない。(ただし、過去の強靭化事業で補強を行ったハウスの更なる補強等は、本事業の対象外とする(問4-2(2)-22 参照))

問 2-9 県費や国費を使わず、農業者負担で独自にハウスの補強等を実施した場合に、面積に加算して良いか。

答：面積に加算しても良いものとする。なお、各都道府県が把握できるもので差し支えない。ただし、既に園芸産地における事業継続計画を策定した産地に限る。

【3. 園芸産地における事業継続計画（産地）】

問 3-1 事業継続計画の策定主体は誰か。

答：市町村や農業者の組織する団体等とする。

問 3-2 事業継続計画に記載する内容いかん。

答：①想定される災害と内容、②事業を継続するために必要な措置、③事業を継続するために向けた維持管理、④園芸産地において協力体制を構築し、BCPを策定した面積、⑤BCP策定面積のうち、(ア)自力施工研修を受講し技能を習得する産地面積、(イ)実際に生じた災害による被害の後に、協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの復旧を行う実証をする産地の面積、(ウ)ハウスの補強等を施す面積、(エ)非常用電源を共同利用する面積、⑥事業継続計画の推進体制、⑦本事業により5年間で実施する対策の具体的な内容を記載していただきたい。別途お示しした園芸産地における事業継続計画の様式を参照いただきたい。

問 3-3 市町村や農協が既に事業継続計画（BCP）を策定している場合、改めて策定しなくてもよいか。

答：「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」における、園芸産地事業継続対策の中長期の目標として、事業継続計画の整備が進み、災害に強い園芸産地が形成されることとしている。従って、市町村の業務や農協の経済事業等の継続計画ではなく、農業者の営農を含めた農業版の事業継続計画を作成する必要があるため、本計画を策定いただきたい。

問 3-4 中小企業庁の事業継続力強化計画で認定を受けているが、同様のものを改めて作る必要があるのか。

答：本事業において、既存ハウスの補強等の被害防止対策を講じる際は、個々の経営体で事業継続計画を策定することに加え、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けて、複数農業者による事業継続計画の策定を行うことも要件としている。従って、産地においても事業継続に向けた計画について検討を行い、本計画を策定いただきたい。

問 3-5 事業申請時に提出する「園芸産地における事業継続計画（案）」はどこまでを策定すれば良いのか。

答：園芸産地における事業継続計画の中で、1 産地の概要、2 目的及び方針、3 BCP の運用体制と具体的な役割分担、6 事業継続計画の構成者の保険加入状況及び事業継続のための必要な措置、8 産地における事業継続可能となる面積、9 産地における事業継続可能となる計画面積について、申請時の案を記載の上、産地事業計画書とともに併せて提出し、事業申請していただきたい。

問 3-6 「園芸産地における事業継続計画（案）」はいつまでに策定完了すれば良いのか。

答：本事業等を活用し、4 想定する災害と内容、5 災害発生前後におけるヒト・モノ・カネ・情報等に与える影響と取組内容、7 事業継続に向けた維持管理とその他の項目について、成案に向けた検討を行い、事業実績報告書提出時に成案を提出していただきたい。

問 3-7 協力体制構築や自力施工研修技能習得、災害復旧の取組実証の面積の計上方法の考え方いかん。

答：問 2-4 と同様の考え方従う。

問 3-8 事業実施しない年度においても、「園芸産地における事業継続計画」は提出する必要はあるのか。

答：提出の必要はない。ただし、実施要領第 9 の 1 と 2 にある通り、目標年度の翌年度には必ず提出する必要がある。

問 3-9 「園芸産地における事業継続計画」の策定に当たり、露地園芸農業者も含めて良いのか。

答：露地園芸農業者が参画することは妨げない。ただし、本計画書の 6 事業継続計画の構成者の保険加入状況及び事業継続のための必要な措置については、本事業の採択基準に関わる部分が記載されるため、任意の様式で差し支えないので、施設園芸農業者と露地園芸農業者が区別できるようにしていただきたい。

【4. 事業内容】

1 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備

問 4-1-1 事業実施に当たっての要件は何か。

答：都道府県が推進計画を策定し、事業実施主体及び取組が当該計画に位置付けられていることを要件とする。さらに、園芸産地における事業継続計画においても取組が位置付けられていることを要件とする。なお、都道府県以外が取組主体となる場合は、2戸以上の複数農業者である必要がある。

問 4-1-2 事業実施主体は誰か。受益農家が3戸以上といった要件があるのか。

答：事業実施主体は、都道府県とし、取組主体は都道府県、市町村、農業者団体（2戸以上の複数農業者）等とする。

問 4-1-3 事業継続計画や被害防止技術のマニュアルの策定も補助対象となるのか

答：事業継続計画や被害防止技術のマニュアルの策定に必要な会場借料やマニュアル作成経費、講師謝金、原稿料費等を想定している。

問 4-1-4 本事業を活用して講習会を実施する場合、対象は、一定規模以上の農業用ハウスを有する者に限られるのか。

答：本事業は、非常時の備えが特に必要とされる一定規模以上の農業用ハウスで対策を進めることを目標として想定しているが、各都道府県において、事業継続計画の普及と徹底を目的に幅広く周知する必要がある場合など、現場の実態を踏まえて講習会の対象を設定していただくことは差し支えない。

問 4-1-5 本事業を活用して講習会を実施する場合、オンラインシステムを活用し講習会の実施で代替が可能であるか。また、パソコンやカメラ等の費用は補助対象となるのか。

答：新型コロナウイルス感染症の蔓延を考慮し、オンラインでの講習会の開催は可とする。なお、パソコンやカメラ等の購入費は補助対象外であるが、オンラインでの講習会開催に必要な通信機器のレンタル費については、借上費の中で対象とする。

2 事業継続計画の実践

(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証

問 4-2(1)-1 事業実施に当たっての要件は何か。

答：都道府県が推進計画を策定し、事業実施主体及び取組が当該計画に位置付けられていることを要件とする。さらに、園芸産地における事業継続計画においても取組が位置付けられていることを要件とする。また、都道府県以外が取組主体となる場合、事業内容1の事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備を実施することも要件としている。

問 4-2(1)-2 事業実施主体は誰か。受益農家が3戸以上といった要件があるのか。

答：事業実施主体は、都道府県とし、取組主体は都道府県、市町村、農業者団体（2戸以上の複数農業者）等とする。

問 4-2(1)-3 技能習得の取組として想定される内容いかん。

答：ハウスの組立や補強等を自力施工するための講習会や、ハウスの保守管理等を学ぶ被害防止技術講習会の開催、マニュアルの作成等が考えられる。補助対象経費としては、講習会等に必要な講師謝金、実技用資材費、会場借料、マニュアル作成経費等を想定している。

問 4-2(1)-4 取組主体が開催する技能習得研修会で受講費を設定した場合に、受講者が払う受講費は補助対象となるのか。

答：補助対象外となる。

問 4-2(1)-5 災害復旧の取組実証とはどのような内容を想定しているのか。補助対象は何か。

答：被災したハウスを対象として、産地内で整備した協力体制や自力施工の技術を活用して実際にハウスの復旧を実証的に行う取組を支援する。補助対象としては、復旧用資材費、撤去費（役務費、機材借上費）会場借料、講師謝金、マニュアル作成経費等を想定している。

問 4-2(1)-6 実証を行う被災ハウスは、いつ被災したものを対象にできるのか。
事業開始前（例えば令和2年度以前）に被災したハウスは対象にできるのか。

答：被災した時期は問わない。なお、本取組を実施する際には、実証に用いた被災ハウスの状況、取り組んだ復旧の内容と復旧後の状況、実証結果の分析と活用実績等を記録しておくこと。

問 4-2(1)-7 災害復旧の実証を行う場合、被災した全ての農業用ハウスを対象にすることはできるのか。

答：実証であるため、取組主体で1箇所とし、規模については、必要最小限の経費に留めるものとする。

問 4-2(1)-8 当初は計画に入れず、事業開始後に被災したハウスで復旧の取組実証を行うことは可能か。

答：事業計画の変更等が必要になるので都道府県等と調整の上、交付決定された事業費の範囲内で、所定の手続きを経て実施することは可能。

ただし、2（2）既存ハウスの補強等の被害防止対策との流用は不可とする。

問 4-2(1)-9 事業期間中に、台風等被害が発生することを前提に、計画に盛り込むことは可能か。この場合、被災しなかった場合は不用になるがどうすればよいか。

答：期間中に災害が発生することを前提に、災害復旧事業等の実績を活用し、1箇所のハウスの復旧費用から見込額を算出し、事業計画に載せることは可能とする。なお、被災せず、取組が実施できない場合は、所定の手続きを経て、他研修等のメニューを実施されたい。

ただし、2（2）既存ハウスの補強等の被害防止対策との流用は不可とする。

問 4-2(1)-10 実証で復旧するハウスは、被災前と同じハウスか（現状復旧）。

答：現状復旧を基本とするが、被災前のハウスの強度が不足していた場合には、補強することも可能。

(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策

問 4-2(2)-1 事業実施に当たっての要件は何か。

答：都道府県が推進計画を策定し、事業実施主体及び取組が当該計画に位置付けられていることを要件とする。さらに、園芸産地における事業継続計画においても取組が位置付けられていることを要件とする。なお、その他の要件については、下記のとおり（詳細については実施要領第10を参照）。

- ①2戸以上の複数農業者であること。
- ②事業内容1の事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備を実施すること。
- ③個々の経営体で事業継続計画を策定すること。
- ④取組対象者は収入保険に加入すること。
- ⑤対象施設について園芸施設共済又は民間保険に加入すること。

問 4-2(2)-2 事業実施主体は誰か。受益農家が3戸以上といった要件があるのか。

答：事業実施主体は、都道府県とし、取組主体は都道府県、市町村、農業者団体（2戸以上の複数農業者）等とする。

問 4-2(2)-3 既存ハウスの補強等とはどういう補強内容が対象となるのか。

答：台風によるハウス被害を防止するために必要な場合には、ハウスの補強のほか、換気扇の設置や防風ネットの設置も想定しており、ネット資材費および設置費用についても補助対象とする。また、突風や竜巻等、台風以外の防風対策についても、農業用ハウスの被害防止に繋がる取組内容であれば補助対象とする。ただし、その際には、周囲の地形、風向き、過大なものとならないよう過去の風速データ等を基に必要性を整理していただきたい。

大雪によるハウス被害を防止するために必要な場合には、ハウスの補強のほか、耐雪性を強化するための融雪装置や加温装置の購入費用および設置費用についても補助対象とする。

問 4-2(2)-4 防風ネットの設置にあたって、構造計算を求めるのか。

答：必ずしも構造計算を求めるものではなく、地方自治体や研究機関等のマニュアルや研究成果、メーカーが作成した仕様等で有効性を整理できれば良い。

問 4-2(2)-5 ハウスの補強や防風ネットの設置、融雪装置の導入を行う場合、資材や装置の購入費だけでなく、設置費用も補助対象となるのか

答：ハウスの災害被害防止対策として、ハウスの補強、防風ネットの設置、融雪装置や加温装置の導入を行う場合、資材の購入費とともに設置費用についても補強役務費として補助対象とする。

問 4-2(2)-6 過去に産地パワーアップ事業や経営体育成支援事業等の国庫補助事業で整備したハウスを対象に、補強や融雪装置等の導入を行う場合も補助対象となるか。その場合に注意すべき点はあるか。

答：補助対象となるが、過去の補助事業における財産処分制限期間が経過していない場合には、模様替え等の届出が必要となる。

問 4-2(2)-7 ハウスの補強や防風ネットの設置、融雪装置の導入を行う場合、当該ハウスや装置等は、財産処分制限が掛かるのか。

答：ハウスの補強資材や防風ネットについては財産処分の対象とはならないが、取得価格が50万円以上の融雪装置や加温装置等の機械設備については、耐用年数の7年間は財産処分制限が掛かるため、財産管理台帳を整備すること。

問 4-2(2)-8 通常の営農時に使用することを目的として、換気扇や融雪装置を導入することは可能か。

答：通常の営農目的での機械設備の導入は認められない。導入する機械設備は、災害被害を防止することを目的として必要な規模とし、過大な規模にならないようになること。なお、既存ハウスへの被害防止対策として導入した換気扇や融雪装置等の機械設備については、災害発生時に適切に効果が得られるよう、日頃のメンテナンスを目的として、災害時以外に試運転する等で使用することは想定される。

問 4-2(2)-9 事業対象とするハウスの補強の基準はあるか。また、フィルムの張り替えやパイプの交換も補助対象となるか。

答：国や地方公共団体、研究機関等のマニュアルや研究成果等により公表されている資料に準拠した手法を対象とする。本事業では、既存ハウスへの追加的な補強を目的とするため、フィルムの張り替えやパイプの交換は、補助対象外とする。

問 4-2(2)-10 停電対策として、非常用電源の導入も補助対象となるか。

答：非常用電源は、農業用ハウスの機能の維持や、台風時の換気や大雪時の加温機作動等、既存のハウスの被害防止にも資するとの観点から、農業用ハウスの機能の維持として、取組主体内で共同利用される場合に限って補助対象となる。この場合、非常用電源の規模は停電時において必要とされる適度の電力容量を有する規模で、停電発生時の利用計画を定めることや、管理台帳等を整備したうえで適切な維持管理を行うことを要件とする。

問 4-2(2)-11 資材や装置の購入、設置を行う場合、事業者を選定する際に一般競争入札を行う必要があるか。随意契約で良いか。

答：資材や装置の購入、設置を行う場合の事業者を選定する際には、一般競争入札又は相見積もりによって選定を行うこととする。

問 4-2(2)-12 本事業における事業着手日はどの時点か。

答：入札の場合は、入札の公告など対外的に事業名を掲げて施工業者等を募集する時点を事業着手とする。他方、相見積もりの場合は、契約された時点で着手となる。

問 4-2(2)-13 県や市町村による上乗せ補助は可能か

答：本事業において、国庫補助率1／2以内としている補強資材等の経費について、残額を県や市町村で負担し、農業者の負担分を軽減することも可能である。なお、採択基準では、県や市町村による上乗せ補助を行う場合にポイント加算を行うこととしている。

問 4-2(2)-14 事業の完了日は、資材納入日と設置完了日のどちらか。

答：資材のみ購入の場合は資材の納品日、役務費を含む場合は設置完了日とする。

問 4-2(2)-15 上限事業費はあるか。

答：上限事業費は設定していないが、複数社から見積もりを取る、農業者の自力施工を推奨する等、事業費の低減に努めていただきたい。なお、採択基準では、同一ポイントの都道府県計画があった場合、都道府県の国土強靭化地域計画に位置付けられている都道府県計画を優先して配分し、既存ハウスへの被害防止対策に係る面積当たりの事業費が少ない方を優先的に採択することとしている。

問 4-2(2)-16 個々の経営体で事業継続計画を策定するとは、具体的に何を策定すれば良いのか。

答：中小企業庁の事業継続力強化計画や事業継続計画、農林水産省の農業版事業継続計画等のいずれかにより策定すること。

問 4-2(2)-17 収入保険は事業年度中の加入が必須か。

答：収入保険への加入は、加入手続き等の関係で、年度内に完了できない可能性があるため、年度を跨いだとしても差し支えない。ただし、収入保険に確実に加入することが要件であるため、未加入者が事業を実施する場合は必ず誓約書を提出し、都道府県は速やかに加入するよう、指導を行うこと。

問 4-2(2)-18 収入保険に加入するために必要な青色申告を実施していないが、事業の実施は可能か。また、収入保険に加入しないで事業を実施した場合にペナルティはあるか。

答：収入保険に確実に加入することを要件としており、未加入者が事業を実施する場合は必ず誓約書を提出し、事業を実施することは可能。白色申告をしている場合は、速やかに青色申告に切り替え、1年間の実績を作った上で収入保険に確実に加入すること。

なお、誓約書を提出して事業を実施したにも関わらず、収入保険に加入しなかった場合は、事業要件を満たさないことになるため、補助金返還等の相応の措置を講じる可能性がある。

問 4-2(2)-19 園芸施設共済等や収入保険に加入したことの確認はどのように行うのか。

答：取組対象者が加入することを誓約書で確認した後、都道府県は、取組主体が策定する園芸産地における事業継続計画等で確実に加入したことを厳格に確認していただきたい。なお、加入促進にあたっては、各都道府県の農業共済組合との情報の共有等を行うなど連携して取り組むとともに、当該事業終了後においても、保険等に加入し続けるよう指導等をお願いしたい。

問 4-2(2)-20 野菜価格安定制度または果樹共済（収穫共済）に加入しているため、収入保険には加入できないが、事業実施は可能か。

答：昨今の災害の激甚化や盗難事件を踏まえ、野菜価格安定制度や果樹共済（収穫共済）ではカバーできないケースも多く想定されることから、収入保険の加入を必須としている。

問 4-2(2)-21 園芸施設共済等は事業年度中での加入が必須か。

答：園芸施設共済等への加入は、加入手続き等の関係で、年度を跨ぐことは十分考えられるため、年度を跨いだとしても差し支えない。ただし、共済等に確実に加入することが要件であるため、未加入者が事業を実施する場合は必ず誓約書を提出し、都道府県は速やかに加入するよう、指導を行うこと。

問 4-2(2)-22 過去の農業用ハウス強靭化緊急対策事業において、ハウスの補強を行った補助対象者が、本事業において、換気扇の導入や非常用電源の共同利用等を実施することは可能か。

答：ハウスの補強の中に、換気扇や融雪装置の導入は含まれるため、不可とする。ただし、非常用電源の共同利用は可能とする。

問 4-2(2)-23 過去の農業用ハウス強靭化緊急対策事業においてハウスの補強等を行った補助対象者が、本事業において、所有する別ハウスの補強を新たに実施することは可能か。

答：耐候性が十分でなく補強等が必要なハウスへの対処は農業用ハウス強靭化緊急対策事業で完了していることから、所有する別ハウスの補強を行うことは不可とする。

問 4-2(2)-24 非常用電源は農業者 1 戸（複数ハウスを所有）で導入、利用することは可能か。

答：産地として停電時の対策について意識を高め、適切な維持管理を目的とするため、取組主体内の複数助成対象者による共同利用を必須の要件とする。

問 4-2(2)-25 非常用電源の共同利用について、事業継続計画で位置付けられた構成員以外との共同利用は可能か。

答：非常用電源の共同利用については、園芸産地における事業継続計画に位置付けた上で取り組むため、構成員以外との共同利用は不可とする。

問 4-2(2)-26 導入する非常用電源の所有者、借り受け者は誰か。

答：取組主体である市町村や農業協同組合、協議会、農業者の集団等、または取組主体内の農業者の集団が事業により購入し、管理規定に基づき所有を行う。また、利用計画に基づき、助成対象者で借り受け、ローテーションを行う等の共同利用することを想定している。いずれの場合も共同での効果的な利用計画や管理規程、管理台帳の整備を行うこと。

問 4-2(2)-27 非常用電源の規模や価格、導入台数に上限はあるか。また、大規模法人は規模の大きな非常用電源が必要になるが、導入は可能か。

答：規模や価格に上限は設けていないが、停電発生時に効果的な利用が可能となるよう、また、農業用ハウスの機能を維持できる適正な規模で過大なものにならないよう、適切な規模を選択されたい。台数については、1戸当たり最大で1台までの共同利用とするとともに、大規模法人等で必要と想定される据え置き型の非常用発電については、複数の助成対象者で効果的な活用ができないことから補助対象外とする。

（共同利用といいつつ、1戸当たり2台以上を共同利用するケースは事業費が過大になるため不可とするので注意願いたい。（例）農業者 A が、複数の共同利用計画に属し、実質上複数台を利用するケースなど。）

問 4-2(2)-28 非常用電源の導入の際に、電源ボックス等の設置も補助対象となるか。

答：非常用電源を導入する場合、共同利用者たる助成対象者において、非常用電源ボックスを導入する場合も可能とする。

問 4-2(2)-29 トラクタ P T O 駆動式発電機用ジョイント及びトランスは対象となるのか。

答：トラクタ P T O 駆動式発電機本体は対象とするが、ジョイント及びトランスは他事業同様対象外とする。

問 4-2(2)-30 10kW 以上のエンジン発電機の場合、電気事業法の規制を受けるため、設置する際に電気主任技術者の選任と保安規定の届出が必要となるが、事業計画の申請の前に選任等の見込みは必要か。必要な場合は、そのように見込みを確認するのか。

答：電気事業法において、届出の対象となる 10kW 以上の規模の発電機を必要とする場合は、事業計画の申請の前に電気主任技術者を選任しておくことが望ましい。なお、発電機の規模は、農業用ハウスの機能を維持できる適正な規模で過大なものにならないようにすること。

【5. 事業の実施体制、推進体制】

問 5-1 都道府県の参画は必須か。市町村や農業者団体が実施主体となる場合には、農林水産省から都道府県を介さずに直接採択してはどうか

答：「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」において、非常時の備えが特に必要とされる一定規模以上の農業用ハウス（約18,000ヘクタール）を有する園芸産地について、各都道府県において必要な対策を網羅的に推進いただく観点から、都道府県が推進計画を策定するだけでなく、本事業に参画いただきたい。

同様の観点から、本事業は地方公共団体補助金としており、都道府県を介した間接補助事業としている。

問 5-2 市町村の参画は必須か

答：必須ではないが、円滑かつ網羅的に対策を推進する観点や地域防災の促進等の観点から、当該市町村の参画が望ましいと考えている。

問 5-3 取組主体に対する補助金の支払いルートについて。

答：本事業は、国から都道府県、都道府県から支援対象者（取組主体及び助成対象者）に補助金が交付されることになる。ただし、地域の実情を踏まえ、必要に応じて、都道府県から市町村を経由して支援対象者（取組主体及び助成対象者）に補助金を交付することも可能である。地域の実情を踏まえた上で、最も適切な方法により、本事業を実施していただきたい。

問 5-4 他県をまたぐ（距離が離れた）複数農業者と事業を申請することは可能か。

答：可とする。この場合、遠距離であることで被災時の協力体制の発動に支障が生じないよう、実行面での検討を入念にしていただく必要がある。

なお、園芸産地における事業継続計画におけるBCP策定した面積等は、事業実施計画を申請した都道府県において、積み上げるものとする。

問 5-5 取組主体の中に、複数の産地がある場合は、産地毎に分けて「園芸産地における事業継続計画」を策定しても良いか。

答：事業申請にかかる要件を満たしている場合は、1つの取組主体において、複数の「園芸産地における事業継続計画」がされていても良い。なお、産地事業計画書においても同様に整理しやすい方法で記載して良い。

【6. 事業執行】

問 6-1 当該事業によりハウスを補強した後に、10年経たないうちに、移転する可能性のある場合は補助対象となるか。

答：事業を活用して補強したハウスが引き続き維持管理、使用されるのであれば可能であるが、移設の際は、理由書や変更後の産地計画書等の書類を取組主体から事業実施主体へ提出し、整理しておく必要がある。また、補強を行うハウスが他の事業で導入されたものであれば、その事業の必要な手続きを別途確認すること。

問 6-2 事業でハウスを補強した農家がリタイアし、息子へ事業を継承したが、改めて今後10年間は使用する誓約書を取る必要があるか。また、事業報告書などの名義についてはどのように整理するべきか。

答：必ずしも誓約書を取る必要はない。農政局が必要と判断する場合は、誓約書を取る必要がある。取組主体そのものが第3者に変更する場合でないため、そのまま取組主体の名義で差し支えない。

問 6-3 園芸施設共済に加入することができない場合は、申請書なしに事業執行は可能か。

答：園芸施設共済に加入できない場合は、民間団体の保険に確実に加入していただく必要がある。なお、共済等に確実に加入することが要件であるため、未加入者が事業を実施する場合は必ず誓約書を提出し、都道府県は速やかに加入するよう、指導を行うこと。

問 6-4 採択基準における、(2) 園芸施設共済等への加入率、(3) 収入保険への加入率について、計算方法いかん。

答：都道府県ごとに、事業申請した産地の施設園芸の農業者数を分母に、園芸施設共済等の加入者数または収入保険の加入者数を分子にし、(2) 園芸施設共済等への加入率、(3) 収入保険への加入率を算出する。